

一年以上の者は六十の分
一年以上二年を増す毎に二十の分増加

勤続多かる

勤続多かるは二年以上勤続したる者は本職工と同じ
勤続多かるを支給するに
勤続多かるを支給するに
勤続多かるを支給するに
勤続多かるを支給するに

割増金額

従事職工は満額割増ありしかは月収は賃金の倍になり
たし農林以外日給割増となりたし収入少く以後
日給の割増を割増するに高賃金支給は月未一回
ありしを月二回に支拂するに

早

4

芳秘乙第六七号 大正十一年六月一日

株式会社芝罘製作用賃金規定
改正ニ關スル件

芝罘金杉一、一三標記製作所ニテハ從來工場規
則中ニ工價請負ノ規定アリ作業ノ性質ニヨリ
請負トナシ得ルモノハ請負トシ然ラサルモノ
ハ日給ノ八割乃至三割ノ手当ヲ支給シ来レル
モノ職工ノ収入ニ統ヘテ欠ク等ノ缺点アルヨリ
研究ノ結果今回右工價請負ノ條項ヲ割増金ト
改正シ別ニ割増金規定ヲ制定シ本月二十五日發
表翌二十七日ヨリ実施スルコトナレリ右割増